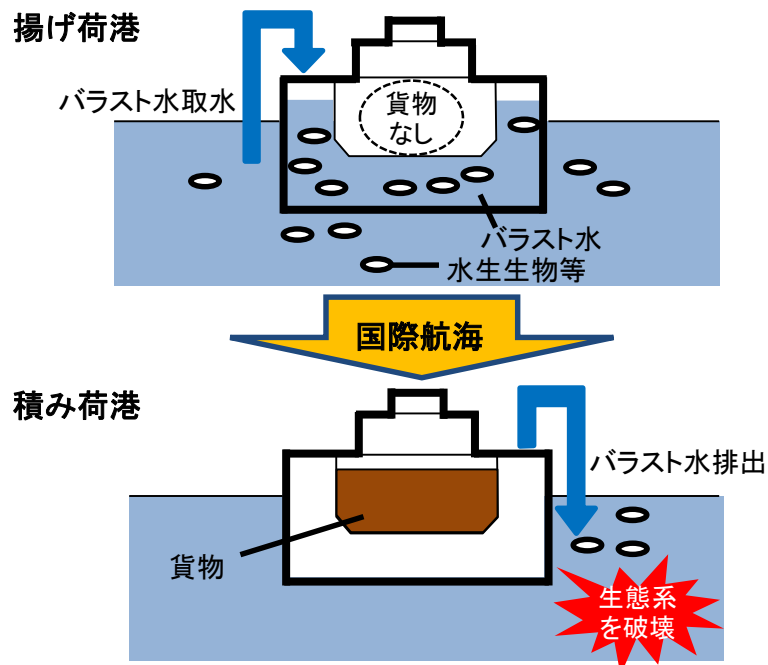


船舶バラスト水規制管理条約の概要

■ 船舶バラスト水規制管理条約の概要



バラスト水※に取り入れられた生物が、バラスト水排出とともに本来の生息地ではない場所で排出されるため、生態系の破壊等の環境問題が顕在化。

➡ 2004年に国際海事機関において、**船舶バラスト水規制管理条約**を採択。

※船舶の安定性を保つため、「おもし」としてバラスト水タンクに注水される水

世界での被害例



ゼブラガイによる発電所被害 (1989~2000 米国・五大湖)



ムラサキイガイによる漁業被害 (1970年代~ 日本・広島湾等)

■ 目的

生物が、船舶のバラスト水を介して本来の生息地ではない海域に移入・繁殖することによる海洋環境悪化を防止

■ 内容

1. バラスト水排出規制

- ◆ 生物数・細菌数が基準値を超えるバラスト水の船舶からの排出を禁止
- ◆ このため、船舶に**バラスト水処理設備**の設置を義務付け
- ◆ 船舶に**バラスト水の管理方法を定めたマニュアル**の備置き、及び**バラスト水管理責任者の選任**を義務付け
- ◆ 船舶に**バラスト水管理の記録**を義務付け

2. 現存船へのバラスト水処理設備の設置期限

- ◆ 条約発効後7年以内(検査の時期まで)

3. 船舶検査、証書発給、外国籍船への立ち入り検査(PSC)等による規制の担保

- ◆ バラスト水管理について、船舶検査、証書発給、PSC等の対象に追加

■ 発効

平成29年9月8日

■ 参考

- ◆ 我が国は、平成26年に同条約を締結済
- ◆ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正(平成26年に公布済み)が、条約発効日(平成29年9月8日)から施行